

○大阪市立愛光会館条例施行規則

昭和38年3月16日

規則第10号

大阪市立愛光会館条例施行規則を公布する。

大阪市立愛光会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請の公告事項)

第2条 条例第12条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第14条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書

類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第14条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの大阪市立愛光会館（以下「会館」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) 会館の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

（資料の提出の要求等）

第4条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部

の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

- (3) 会館の管理の業務の実施状況
- (4) 会館の利用者数その他の利用状況
- (5) 会館の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（損害賠償等）

第6条 会館の使用の許可を受けた者又は入館者が建物又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（施行の細目）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月31日規則第32号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月28日規則第69号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3月31日規則第37号）

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 大阪市立愛光会館の指定管理者の指定手続に関する規則（平成17年大阪市規則第162号）は、廃止する。

附 則（平成19年 3月30日規則第116号）

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 5月30日規則第140号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3年 3月31日規則第49号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4年 3月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。